

## 社会福祉法人筑波会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑波会の役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本規程でいう役員とは、定款第5条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (勤務形態に応じた報酬等の区分及び算定方法)

第3条 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対しては、職務執行の対価として、次の場合に別表1のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 役員が理事会に出席したとき
- (2) 評議員及び役員が評議員会に出席したとき
- (3) 監事が監事監査を行ったとき又は、役員が法人及び施設の行政機関による監査に立会いを行ったとき
- (4) 理事長、役員及び評議員が研修参加及び他の施設の視察業務など法人及び施設の運営のための業務にあたったとき
- (5) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき
- (6) その他理事長が必要と認めた業務を執行したとき

2 施設の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この規程を適用しない。

### (報酬の額)

第4条 各年度による報酬額の上限は、評議員一人あたり5万円、理事総額50万円、監事総額20万円、評議員選任・解任委員総額20万円を超えない範囲で評議員会において定める別表1の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、その実費を支払うことができる。

(支給の方法)

第6条 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等及び費用は、毎年度末に支払うものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額（源泉所得税）を控除して支給する。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨を持って本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、令和元年6月15日より施行する。ただし、この規程は、平成31年4月1日から適用する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償	備 考
理事会出席報酬等	5,000 円	実費	
評議員会出席報酬等	10,000 円	実費	
理事長業務報酬等	15,000 円	実費	
役員及び評議員業務報酬等	5,000 円	実費	
監事監査指導報酬等	5,000 円	実費	
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000 円	実費	